

◆◆コラゾンデザイン株式会社に対し差止請求訴訟を提起しました

2026年5月18日、名古屋地方裁判所において、コラゾンデザイン株式会社（住宅建築事業者）に対する差止請求訴訟を提起しました。

同社が使用している「約款」につき、消費者保護の観点から検討した結果、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害し、不当ないし不適切と思われる記載があったので、変更を求める申し入れを行ったところ、変更を検討する旨の回答がありましたが、その後変更後の約款が開示されず、文書で問い合わせたものの回答がなかったため、消費者契約法41条第1項に基づく差止請求を行いました。

しかし、これにも回答がなかったため、差止請求訴訟を提起することとなりました。

■詳しくはCネット東海のホームページをご覧ください。

訴状ならびにこれまでの経過を掲載しています。

<https://cnt.or.jp/topics/post-7909.html>

「2025年度差止請求事例報告会」開催のご案内

当団体の第20回通常総会終了後、当団体主催にて「2025年度差止請求事例報告会」を開催いたします。報告会では、参加いただいた消費生活相談員のみなさんの相談業務に役立つよう、2025年度に当団体が取扱った差止請求活動の中から、改善できた事例及び新たに提起した差止請求訴訟について報告し、意見交換ができるよう、1時間の時間を予定しています。

- ・日 時 2026年6月6日（土） 14：00～15：00
- ・会 場 名古屋第一法律事務所会議室（会場・オンライン Zoom 併用）
- ・内 容 消費生活相談員向け事例報告会  
～ 2025年度当団体が取扱った事例の報告 ～
- ・定 員 30人
- ・申込みはこちらから⇒ <https://forms.gle/bFhFxBibu7AWLpED8>

※ご提供いただいた個人情報は、この報告会の運営・連絡にのみ使用します。

■連絡・問合せ 052-734-8107 事務局まで

締め切り 6月3日（水）

\*\*\*\*\*

新しい消費者庁『消費者団体訴訟制度「成果事例集」』ができました。

■こちらから閲覧・ダウンロードできます（当団体の web サイト経由）。

<https://cnt.or.jp/topics/post-7895.html>

\*\*\*\*\*

#### <会員加入のご案内>

消費者被害防止ネットワーク東海(略称:C ネット)は、団体と個人の会費と寄附金により運営される認定 NPO 法人です。消費者被害を未然に防止、拡大を防止し、消費者主権が確立された社会を築くために C ネット東海の会員となり、活動への参加や継続的なご支援を賜りますようお願い申し上げます。

●オンラインで加入申し込みをしていただけるようになりました。

詳しくはこちらをご覧ください。 ⇒ <https://cnt.or.jp/newmember.html>

#### <寄附のご案内>

消費者被害防止ネットワーク東海(略称:C ネット)は、これまで消費者への相談活動や、不当な約款や勧誘行為などの是正を事業者に求める活動に取組み、成果を出してきました。より一層東海エリアのみなさまが安心して暮らせるよう消費問題に取り組むべく今後の目標として 2015 年に制定された【特定適格消費者団体の認定】を目指しています。【特定適格消費者団体の認定】には財政基盤の確立が必要不可欠です。今後も東海のエリアにおいて差止め請求訴訟を提起するなどして、消費者被害を未然に防ぎ、拡大を防止する活動を続けていくため、皆様のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

●オンラインで寄附のお申込みをしていただけるようになりました。

詳しくはこちらをご覧ください。 ⇒ <https://cnt.or.jp/donation.html>

\*\*\*\*\*

#### 【C ネットからのお願いとお断り】

※ホームページやこのメルマガ通信で、紹介・告知したい記事・イベント等がありましたら、ご投稿をお待ちしています。

※このメルマガの転送も大歓迎です。また、知人や職場の同僚に、C ネットから直送付を希望される時はお知らせ下さい。(氏名・アドレス・所属)

※このメルマガ通信は事業者への申入れが終了し、改善報告をホームページに掲載した際に発行いたします。不定期発行ですのでご了承ください。

★この「C ネット通信」の【配信停止・変更】をご希望の方は、恐縮ですが、【配信停止・変更】と記載の上、[cnctokai@cnt.or.jp](mailto:cnctokai@cnt.or.jp) へご返信ください。

⇒次回からの配信停止・変更をさせていただきます。

---

◇Cネットは、主に愛知・岐阜・三重で活動する適格消費者団体です

---

消費者庁が、昨年4月1日に「COCOliS（消費者団体訴訟制度）ポータルサイト」を公開しました。消費者と（特定）適格消費者団体をつなぐことを目的にしています。全国の（特定）適格消費者団体の活動が紹介されています。

COCOliS ⇒ <https://cocolis.caa.go.jp/>